

(案)
構内除雪作業仕様書

I 業務概要

1. 業 務 名 北海道運輸局室蘭運輸支局及び北海道検査部室蘭事務所構内除雪作業
2. 実 施 場 所 室蘭市日の出町3丁目4番9号
北海道運輸局室蘭運輸支局及び北海道検査部室蘭事務所構内

II 業務仕様

1. 除雪作業

- (1) 除雪は、5cm以上の降雪量があったとき又は「発注者」からの指示があったときに行なうものとする。なお、除雪作業にあたり使用する重機のバケット容量は1.3m³以上とする。
- (2) 除雪範囲及び集積場所は別添図面のとおりとする。
- (3) 除雪作業は、特に「発注者」からの指示がある場合の他は午前8時30分までに完了すること。
- (4) 除雪作業において、午前8時30分までに作業が完了しない場合及び「発注者」からの指示に基づき午前8時30分以降に作業をする場合は、作業順序及び要領については「発注者」の指示を受けること。
- (5) 土・日曜日、祝日及び公休日は原則として作業を行わない。

2. 安全の確保等

- (1) 作業にあたっては、安全の確保に十分留意すること。万一、事故が発生した場合は、速やかに「発注者」に連絡するとともに、「請負者」の責任と負担において処理すること。
- (2) 作業にあたっては、建物・工作物等(特に、舗装面、縁石、フェンス、樹木等)に十分留意すること。万一、破損した場合は、「請負者」の責任と負担において現状に復元すること。

3. その他

- (1) 除雪作業終了後、「発注者」の検査を受けること。また、遅滞なく作業に要した時間を「発注者」に報告するとともに、作業日報を提出すること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項については、「発注者」の指示に従うものとする。

室蘭運輸支局構内図（除雪作業範囲）

